

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成14年2月7日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成14年規程第2号

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「学長及び学内の関係機関」を「学長，学内の関係機関及び関係者」に，「問題の解決に必要な提言」を「問題の解決及び再発防止のために必要な具体的対応を求める提言」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，関係者に対して提言を行おうとするとき又は学内の関係機関に対して教育研究体制の変更等重要な提言を行おうとするときは，あらかじめ学長の承認を得なければならない。

第5条の見出しを「（委員長等）」に改め，同条第1項中「委員長を置く。委員長は委員の互選による」を「委員長及び副委員長を置き，委員の互選により定める」に改め，同条第3項を次のように改める。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

第7条の見出しを「（キャンパスライフ相談員）」に改め，同条第1項中「キャンパスライフ・コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）」を「キャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）」に，「コンサルタント」を「相談員」に改め，同条第2項及び第3項中「コンサルタント」を「相談員」に改める。

第8条第1項中「組織し，次の各項の任務を付託する」を「置く」に改め，同条第4項第1号中「委員会」を「委員会構成員」に改め，第2号を削り，第3号を第2号とする。

附 則

- 1 この規程は，平成14年2月7日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に第4条第3号の委員である各2名のうち1名の委員の任期は，同条第2項の規定にかかわらず，平成15年3月31日までとする。

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程 新旧対照表 (抄)

現 行	改 正
〔省略〕 (任務) 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる任務を遂行するとともに、その任務の遂行のために一般的な対応並びに個別的な対応について調査・検討する。 (1) 個別の相談、申し立てを受け付ける窓口を設置し、個別的な対応を図る。 (2) 人権の尊重についての本学の基本姿勢を明確にし、これを広く全学に示す。 (3) 人権尊重の意識を喚起するため、必要な情報の収集や継続的な啓発活動を実施する。 (4) 人権侵害の問題に対する一般的な予防措置を講ずる。 (5) 重要な人権侵害の問題については、必要な調査と対応を図る。 (6) その他快適なキャンパスライフを確保するために必要な活動を行う。 2 委員会は、前項の任務を遂行する上で必要であると認めるときは、<u>学長及び学内の関係機関</u>に対し、<u>問題の解決に必要な提言</u>を行うことができる。 3 委員会は、その活動について年次報告をまとめ、全学に提示する。 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長 1名 (2) 部教育会担当の学部主事が互選した者 1名 (3) 部教育会から推薦された教官 各2名 (4) 保健管理センター教官 1名 (5) 事務系職員 2名 (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長) 第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 <u>委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。</u> 〔省略〕 (キャンパスライフ・コンサルタント) 第7条 委員会は、学生、教職員の個々からの人権侵害等に関わる申し立てや相談	〔省略〕 (任務) 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる任務を遂行するとともに、その任務の遂行のために一般的な対応並びに個別的な対応について調査・検討する。 (1) 個別の相談、申し立てを受け付ける窓口を設置し、個別的な対応を図る。 (2) 人権の尊重についての本学の基本姿勢を明確にし、これを広く全学に示す。 (3) 人権尊重の意識を喚起するため、必要な情報の収集や継続的な啓発活動を実施する。 (4) 人権侵害の問題に対する一般的な予防措置を講ずる。 (5) 重要な人権侵害の問題については、必要な調査と対応を図る。 (6) その他快適なキャンパスライフを確保するために必要な活動を行う。 2 委員会は、前項の任務を遂行する上で必要であると認めるときは、<u>学長、学内の関係機関及び関係者</u>に対し、<u>問題の解決及び再発防止のために必要な具体的対応を求める提言</u>を行うことができる。<u>ただし、関係者に対して提言を行おうとするとき又は学内の関係機関に対して教育研究体制の変更等重要な提言を行おうとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。</u> 3 委員会は、その活動について年次報告をまとめ、全学に提示する。 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長 1名 (2) 部教育会担当の学部主事が互選した者 1名 (3) 部教育会から推薦された教官 各2名 (4) 保健管理センター教官 1名 (5) 事務系職員 2名 (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</u> 〃 〔省略〕 (キャンパスライフ相談員) 第7条 委員会は、学生、教職員の個々からの人権侵害等に関わる申し立てや相談

に應じる窓口としてキャンパスライフ・コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）を置く。コンサルタントについては、別に定める。

- 2 委員会は、コンサルタントの役割、機能等について、全学に十分周知するものとする。
- 3 委員会は、コンサルタントからの要請があり、必要と認める場合、学外の協力を得ることができる。

(調査委員会)

第8条 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、調査委員会を組織し、次の各項の任務を付託する。

- 2 調査委員会はすみやかに、申し立て人の同意に基づき、当該申し立てにかかる事実を、客観的かつ詳細に調査する。
- 3 調査委員会は、調査の結果を報告書にまとめ、遅滞なく委員会に報告しなければならない。
- 4 調査委員会は、次の各号に掲げる委員によって組織する。
 - (1) 委員会のうちから委員会が推薦する者
 - (2) コンサルタントのうち当該事項の相談に関わった者
 - (3) その他委員会が必要と認めた者

〔省略〕

に
 応じる窓口としてキャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）を置く。
 。相談員については、別に定める。

- 2 委員会は、相談員の役割、機能等について、全学に十分周知するものとする。
- 3 委員会は、相談員からの要請があり、必要と認める場合、学外の協力を得ることができる。

(調査委員会)

第8条 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、調査委員会を置く。

- 2 調査委員会はずみやかに、申し立て人の同意に基づき、当該申し立てにかかる事実を、客観的かつ詳細に調査する。
- 3 調査委員会は、調査の結果を報告書にまとめ、遅滞なく委員会に報告しなければならない。
- 4 調査委員会は、次の各号に掲げる委員によって組織する。
 - (1) 委員会構成員のうちから委員会が推薦する者

- (2) その他委員会が必要と認めた者

〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、平成14年2月7日から施行する。
2 この規程施行の際現に第4条第3号の委員である各2名のうち1名の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。